

下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、住民自治によるまちづくりについて、基本理念を定め、市民等及び市の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民自治によるまちづくり 市民等が合意に基づき、地区における共通の課題の解決や地域活性化を目的として行う活動をいう。
- (2) 地区 市の区域を一定の条件で区切った規則で定める地区をいう。
- (3) まちづくり協議会 地区における住民自治によるまちづくりを推進するために、市民等が構成員となり自主的に形成する組織をいう。
- (4) 市民等 地区における次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内で活動する市民活動団体等
 - ウ 市内で事業を営む者又は市内に存する事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校等に通う者
- (5) まちづくり計画 住民自治によるまちづくりを計画的に実施するためにまちづくり協議会が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。

（基本理念）

第3条 住民自治によるまちづくりは、地区内の市民等の意思に基づき、自主的かつ主体的に取り組むものとする。

- 2 まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と市は、互いの役割と立場を尊重し、協働して住民自治によるまちづくりに取り組むものとする。

（市民等の役割）

第4条 市民等は、人と人とのつながりを大切にし、協議会が行う活動への参加に努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、目的を達成するために、市民等の自主性と主体性を尊重しつつ、住民自治によるまちづくりの推進に関し必要な体制を整備するものとする。

(協議会の設立)

第6条 市民等は、協議会を設立することができる。ただし、同一の地区において複数の協議会を設立することはできないものとする。

2 市民等は、協議会の設立にあたっては、規則に定める事項について市長に申請するものとする。

(協議会の役割)

第7条 協議会は、目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 市民活動団体等が活動をより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し情報を共有するためのネットワークの構築を図ること。

(2) 地区の身近な課題の解決や地域活性化のための方策及びまちづくり計画を立案するとともに、その具体的な取組を行うこと。

(協議会の運営)

第8条 協議会の運営は、市民等に開かれた取組を行い、意思決定については、民主的かつ効率的な方法により行うものとする。

(市の支援)

第9条 市は、協議会が住民自治によるまちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、予算の範囲内において財政上の支援その他の支援を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。